裁判所法、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律の一部改正 裁判所へのアクセスの拡充

簡易裁判所の管轄拡大

民事訴訟事件の管轄の上限を現行の90万円から 140万円に引上げ

簡易裁判所の機能の拡充

利用者の費用負担の軽減

^

裁 判 所

0 ア

ク 乜 ス

0 拡 充

利用者の費用負担の軽減

訴えの提起の手数料の低額化・算出方法の簡素化

目的の価額が 200 万円以上の訴訟の手数料の額を引 下げ 訴えの提起の手数料の額の算出方法を簡素化



訴訟費用額確定手続の簡素化

訴訟費用額の算定方法を簡素化し、訴訟費用の回収 を容易に



